

〇〇年〇月〇日

株式会社 日本信用情報機構 御 中

信用情報訂正の要請書

〒457-..... 名古屋市中区過払 20 丁目 18-15

電話・FAX 052-.....

引直完成 

(昭和・年・月・日生まれ)

訂正申立の趣旨

- 1 個人情報保護法 26 条 1 項に基づき、私とアコム株式会社との間の異動情報につき「延滞」登録から、「完済」登録に訂正するよう求めます。
- 2 個人情報保護法 26 条 2 項に基づき、上記訂正を行った場合はその訂正を行ったこととその訂正の内容を、訂正を行わなかったときは訂正を行わなかったこととその理由を通知してください。

訂正申立の理由

1 過払金の支払

私は、貴機構の会員会社のアコム株式会社より、1998 年 5 月に 20 万円を借入れ、2008 年 9 月まで取引を継続してきました。

2008 年 10 月、アコム株式会社より取引履歴の開示を受け、引直計算したところ、45 万円の過払金が発生していることが判明しました。

そこで、私は、アコム株式会社に対して過払金の返還請求を行い、2008 年 12 月 1 日、過払金の利息をカットした 43 万円の支払を受けることで和解し、和解書も取り交わしました。

過払金の返還を受けたわけですから、債務はすでに完済しており、延滞の事実も、債務整理の事実もなかったこととなります。

ところが、貴機構の保有する信用情報において、私とアコムとの取引について異動参考内容欄には「延滞」の情報が登録されております。

上記、「延滞」登録は、事実と異なる登録であり、個人情報保護法 19 条、26 条により、直ちに訂正されるべきものと考えます。

## 2 結果の通知

個人情報保護法 26 条 2 項に基づき、上記訂正を行った場合はその訂正を行ったこととその訂正の内容の連絡を、訂正を行わなかったときは訂正を行わなかったこととその理由を文書にて通知することを求めます。

なお、本書面到達後、1 ヶ月を経て、何らの連絡もなかった場合、貴機構が、訂正を拒否したものとみなし、民事訴訟手続にて損害賠償の請求をさせていただきますので、念のため申し添えておきます。

添付書類 2008 年 12 月 1 日付けアコムとの和解書（写し）